

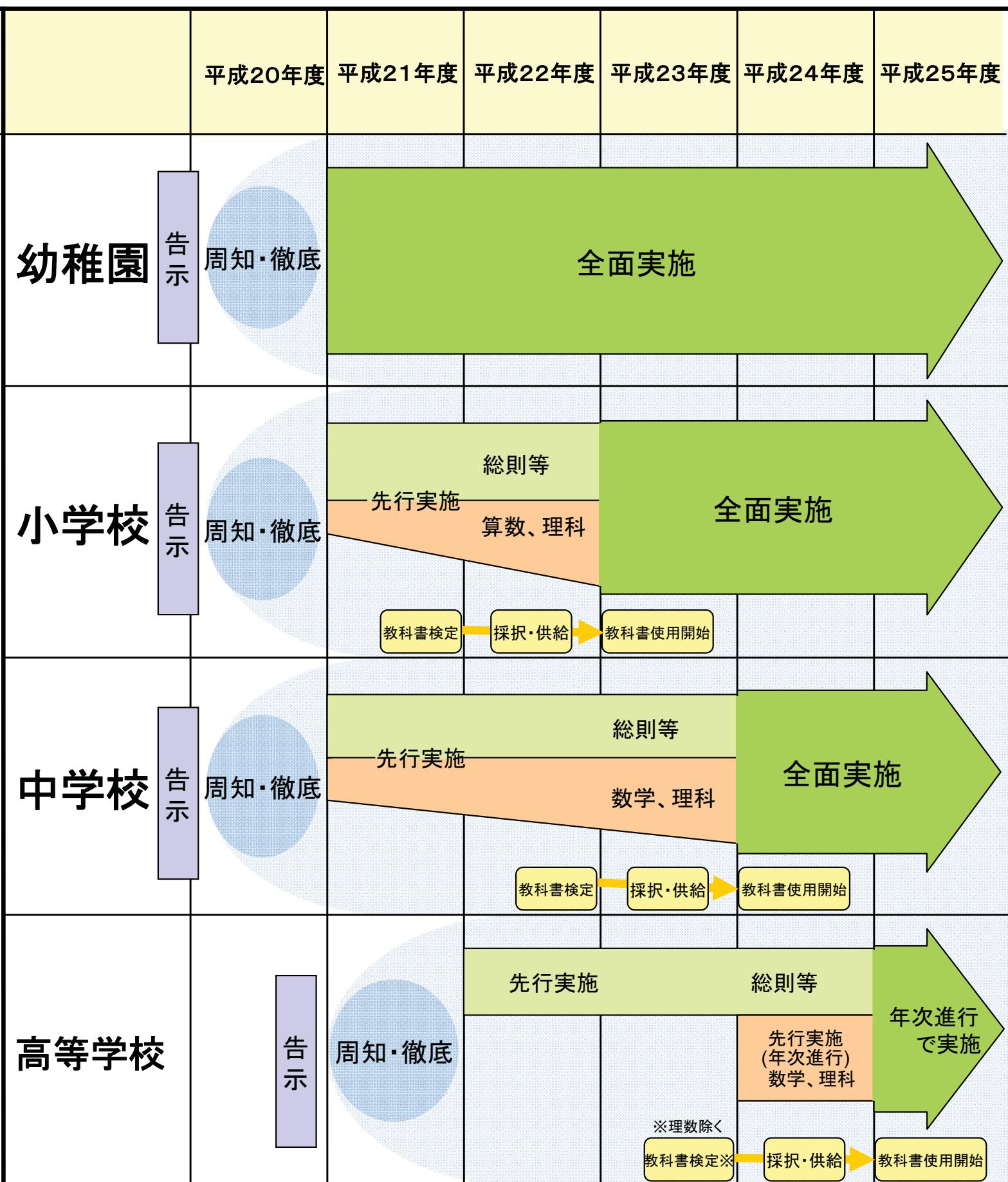
学校教育における消費者教育に関する取組 (資料)

・新学習指導要領実施スケジュール(概要) · · · · ·	1
・新学習指導要領の周知・広報活動の予定(平成23年度) · · · ·	2
・消費者教育副教材について · · · · ·	3
・学校教育における消費者教育の推進(イメージ図) · · · ·	6
・平成23年度消費者教育指導者養成講座実施予定地域 · · · ·	7
・文部科学省主催事業「消費者教育フェスタ」 · · · · ·	8

【参考】

・幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント · ·	11
・高等学校学習指導要領の改訂のポイント · · · · ·	12
・新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容 · ·	13
・リーフレット「すぐにわかる新しい学習指導要領のポイント」(別途配付)	

新学習指導要領 実施スケジュール(概要)



新学習指導要領 周知・広報活動の予定（平成23年度）

下記説明会等において、消費者教育については、主に社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科の部会等で説明や協議等を実施。

① 説明会等の実施

【文部科学省主催】

〈小学校・中学校〉

○ 平成23年度小学校、中学校の新学習指導要領の円滑な実施に向けた説明会

教育課程の編成及び実施上の課題等についての説明及び質疑応答等【小中合同部会2日】

・小学校、中学校(平成23年7月) 参加者数 約1500人(平成23年度予定)

○ 平成23年度小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会 【小中各1日】

都道府県の夏季研修の成果と課題を受けた意見交換及び教科調査官等による指導・助言

・小学校 [平成23年11月] 参加者数 約900人(平成22年度)

・中学校 ["] 参加者数 約900人(平成22年度)

〈高等学校〉

○ 平成23年度高等学校の新学習指導要領（数学、理科、理数）の先行実施に向けた説明会

教育課程の編成及び実施上の課題等についての説明及び質疑応答等 【1日】

・高等学校(平成23年7月) 参加者数 約300人(平成23年度予定)

○ 平成23年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会

都道府県の夏季研修の成果と課題を受けた意見交換及び教科調査官等による指導・助言

・各学科に共通する教科等[平成23年11月, 2日間] 参加者数 約850人(平成22年度)

・職業に関する教科[平成23年7月, 4日間] 参加者数 約400人(平成22年度)

【都道府県教育委員会等主催・文部科学省共催】

○ 平成23年度小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領の円滑な実施に向けた 地方説明会

7月の説明会の出席者が説明内容を伝達

・文部科学省から職員を派遣

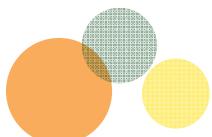
【都道府県教育委員会等主催】

○ 要請に応じて各都道府県等に文部科学省職員を派遣し説明

・平成20年3月の小・中学校学習指導要領の公示、平成21年3月の高等学校の学習指導要領の公示以降、都道府県における教員説明会等において説明

② 新学習指導要領スタートパックの発送

・小学校における新学習指導要領の全面実施に当たり、各学校・教育委員会において、効果的な指導、学級経営の改善に向けて実践していただく際の参考資料としてパンフレット等の諸資料を「スタートパック」にまとめ、全小学校に送付。



事務連絡
平成23年2月2日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
附属中学校（中等教育学校を含む）を
置く各国立大学法人附属学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

消費者教育副教材について

このたび、消費者庁より、別添事務連絡のとおり、消費者教育副教材作成のお知らせ及び配布希望についての照会を全国の中学校に配布したとの連絡がありました。

新しい学習指導要領においては、消費者教育の充実を図っているところでもありますので、各位におかれでは、各中学校等における本副教材の活用について御配慮をお願いします。

なお、本副教材については、消費者庁より全都道府県・指定都市教育委員会及び希望のあった各中学校、中等教育学校に直接配布される予定であることを申し添えます。

当該副教材に係る問い合わせにつきましては、消費者庁企画課にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

【本件問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）

【副教材に係る問い合わせ先】

消費者庁企画課
電話 03-3507-9149

事務連絡

平成23年1月26日

中学校長 殿

消費者庁参事官
加藤 さゆり**消費者教育副教材について（お知らせ）**

平素は、消費者教育推進への御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当庁では、消費者教育の推進に資するため、各種の消費者教育用教材を作成しておりますが、今年度は、下記のとおり、消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを主眼に置いた中学生向けの消費者教育副教材として、映像教材（DVD）、冊子教材を作成することとし、今月末に完成予定となっております。

また、先生方の利便性を考慮し、授業展開例なども盛り込んだ「教師用解説書」も作成することとしておりますので、是非御活用いただきますよう御案内申し上げます。

つきましては、各学校からの希望数を把握し必要部数を印刷するため、裏面の申込書により、必要部数等を御記入の上、平成23年2月14日（月）（必着）までに申込窓口までFAX又はE-mailにてお申込みください。

なお、詳細につきましては、別添のチラシや消費者庁HP：消費者教育ポータルサイト（<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>）を御覧いただきますようお願い申し上げます。（消費者教育ポータルサイトへの掲載は平成23年2月3日頃になる予定。なお、掲載はDVDと冊子教材のみとなります。）

記

1 教材作成の趣旨

消費者の心の隙を狙い、また手口を変化させ、消費者問題は後を断たない。現存する悪質商法を知り、対処法を覚えることも必要であるが、将来に向けて、騙されない力、危険を察知し回避する力を身に付けることが重要である。

中学生は、消費者問題を自分には関係のこと、自分は被害に遭うわけがないと思いつがちであるが、被害に遭うのは特別な人なのではなく誰にでも起こりうるのだということを認識し、事例を自分の身に起きたこととして捉え、なぜ、こういうトラブルに巻き込まれてしまったのか、どのような消費者であるべきなのか等を考え、被害に遭わない・事故に遭わない力を養うことを趣旨とする。

2 作成教材等

(1) 映像教材（DVD）

- ①「携帯電話の落とし穴」
- ②「商品を購入する時にはー自転車を例に考えようー」

(2) 冊子教材「消費者センスを身につけよう」（A4判16ページ）

(3) 教師用解説書（A4判32ページ）

【申込先】株式会社ダブリュファイブ・スタッフサービス

（消費者庁より今回の希望部数取りまとめ作業を委託しております。）

担当者：中島・渡邊（TEL：052-586-2036）

FAX：052-586-2161

E-mail：school@w5ss.com

〔 消費者庁 担当者
企画課 福田（TEL:03-3507-9149） 〕

事務連絡
平成23年1月26日

各都道府県・政令指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

消費者庁参事官
加藤 さゆり

消費者教育副教材について（依頼）

平素は、消費者教育推進への御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当庁では、消費者教育の推進に資するため、各種の消費者教育用教材を作成しておりますが、今年度は、下記のとおり、消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを主眼に置いた中学生向けの消費者教育副教材として、映像教材（DVD）、冊子教材を作成することとし、今月末に完成予定となっております。また、先生方の利便性を考慮し、授業展開例なども盛り込んだ「教師用解説書」も作成することとしております。

今般、当庁から、貴委員会管内の中学校に対し、別添のとおり照会をいたしますので御連絡申し上げます。

つきましては、是非とも各中学校において御活用いただけますよう、貴県・市内の市区町村の教育委員会を通じ各中学校に御周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、教材の詳細につきましては、別添のチラシや消費者庁HP：消費者教育ポータルサイト（<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>）を御覧いただきますようお願い申し上げます。（消費者教育ポータルサイトへの掲載は平成23年2月3日頃になる予定。なお、掲載はDVDと冊子教材のみとなります。）

なお、各教材につきましては、4月中・下旬頃に御要望のあった中学校に配布するべく作業を進めており、その際には、貴委員会を始め各市区町村の教育委員会にも配布させていただく予定としております。

記

1 教材作成の趣旨

消費者の心の隙を狙い、また手口を変化させ、消費者問題は後を断たない。現存する悪質商法を知り、対処法を覚えることも必要であるが、将来に向けて、騙されない力、危険を察知し回避する力を身に付けることが重要である。

中学生は、消費者問題を自分には関係のこと、自分は被害に遭うわけがないと思いつがちであるが、被害に遭うのは特別な人なのではなく誰にでも起こりうるのだということを認識し、事例を自分の身に起きたこととして捉え、なぜ、こういうトラブルに巻き込まれてしまったのか、どのような消費者であるべきなのか等を考え、被害に遭わない・事故に遭わない力を養うことを趣旨とする。

2 作成教材等

(1) 映像教材（DVD）

- ① 「携帯電話の落とし穴」
- ② 「商品を購入する時には－自転車を例に考えよう－」

(2) 冊子教材「消費者センスを身につけよう」（A4判16ページ）

(3) 教師用解説書（A4判32ページ）

【連絡先】 消費者庁企画課

担当：福田

TEL: (03) 3507-9149

学校教育における消費者教育の推進

平成23年度予算額

18,501千円

- 消費者教育推進のための核となる教員の養成のため、外部機関との連携を進め、教員の指導力向上のための講座等を実施することなどにより、学校における消費者教育の推進を図る

文 部 科 学 省

連携・協力

調査結果や事例の活用

生涯学習政策局

- ・国内外の取組事例の調査
- ・学校の取組の参考となる事例集の作成 等

初等中等教育局

◆ 消費者教育中央説明会

関係省庁・団体等の協力を得ながら学校における消費者教育の推進方策に関する説明会を開催

◆ 消費者教育指導者養成講座

- ・講座の実施内容の提案
- ・講師の派遣

連携・協力

消費者庁

- ・消費者行政の司令塔(関係省庁との連絡)
- ・体系的な教材の開発

指導・助言

成果の報告

教育委員会

◆ 消費者教育指導者養成講座

- ・各地域の実情に応じた課題を設定し、講座を企画・運営
- ・参加者への意識調査の実施など、講座の評価を工夫
- ・講座の実施内容の周知を工夫

教材の配布・活用

事例集の配布・活用



学 校

- ・外部講師を活用した実践的な授業の実施
- ・各教科等の連携を図った指導計画の作成

成果の活用

講師の派遣

国民生活センター

- ・消費者教育専門家の派遣(出前授業の実施)
- ・市民講師の育成



学校における消費者教育の充実

平成23年度消費者教育指導者養成講座実施予定地域

1. 北海道教育委員会
2. 青森県教育委員会
3. 山梨県教育委員会
4. 岐阜県教育委員会
5. 静岡県教育委員会
6. 滋賀県教育委員会
7. 大阪府教育委員会
8. 兵庫県教育委員会
9. 広島県教育委員会
10. 高知県教育委員会
11. 福岡県教育委員会
12. 熊本県教育委員会
13. 沖縄県教育委員会

(以上13地域)

文部科学省主催事業「消費者教育フェスタ」

文部科学省が消費者教育の普及のためのイベントを実施します！

◇趣旨

- ①各地域や学校における消費者教育の先進事例と、大学及び社会教育における消費者教育の指針
②平成22年度に各自治体で実施された学校における消費者教育の指導者養成講座の成果について広く普及することで、消費者教育の更なる推進を図ります。

併せて、官民の様々な団体が作成した教材、出前授業などの消費者教育の事例を各地方公共団体、大学等の関係者等に紹介し、これらの団体との連携・協力による消費者教育の推進を図ります。

◇日時

平成23年2月22日（火） 13：00～19：00
2月23日（水） 10：00～16：00

◇概要

2月22日（火） 「社会的責任に関する円卓会議」 消費者・市民教育モデル事業

- ◇ 13：00～14：30 シンポジウム
「持続可能な社会を担う人材育成への提言
～それぞれの立場から～」
コーディネーター：
萩原 なつ子 立教大学教授
パネリスト：
西村 隆男 横浜国立大学教授
阿南 久 全国消費者団体連絡会事務局長
関 正雄 損害保険ジャパン理事
CSR総括部長
岩附 由香 特定非営利活動法人ACE代表
- ◇ 14：40～19：00 出前授業実演
(参加団体)
東京ガス、循環生活研究所、日本弁護士連合会
全国消費生活相談員協会、国民生活センター
日本生活協同組合連合会、
日本証券業協会・生命保険協会/生命保険
文化センター・日本損害保険協会、
開発教育協会、資生堂、ACE
パナソニック、ひょうご環境体験館 (予定)

2月23日（水） 消費者教育に関する研究協議会・中央説明会

- ◇ 10：00～11：30 全体会
ナポレオンズ
「人はなぜ騙されるのか」
消費者庁
「消費者行政の最近の動向について」
初等中等教育局
「学校教育における消費者教育について」
生涯学習政策局
「大学及び社会教育における消費者教育について」
- ◇ 13：00～16：00 分科会
(1) 学校教育分科会
シンポジウム
講演・模擬授業等
消費者教育指導者養成講座の取組事例紹介 等
- (2) 大学分科会
大学生の消費者被害の状況について
大学における消費者教育の指針について
事例報告及びディスカッション 等
- (3) 社会教育分科会
高齢者の消費者被害の状況について
社会教育における消費者教育の指針について
事例報告及びディスカッション 等

※23日のプログラム詳細は別紙参照



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

◇ 消費者教育の教材等の展示

22日、23日の両日とも、講堂ホワイエ等にて、消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、実演の紹介のパネル展示等も併せて行ないます。（開演前、休憩時間等に自由にご覧いただけます）

展示団体(分野別)

<環境・エネルギー>

経済広報センター
パナソニック
東京ガス
日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会(NACS)
ひょうご環境体験館
循環生活研究所
環境省

<金融・取引>

経済広報センター
野村ホールディングス
損害保険ジャパン
第一生命保険
日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会(NACS)
日本証券業協会
生命保険協会／生命保険文化センター

日本損害保険協会

全国銀行協会
金融広報中央委員会

<製品安全>

消費者関連専門家会議(ACAP)
経済産業省

<食育>

経済広報センター
日本生活協同組合連合会
全国大学生活協同組合連合会
内閣府
文部科学省
厚生労働省
農林水産省

<消費者・市民教育等>

経済広報センター
消費者関連専門家会議(ACAP)
東芝
資生堂
日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会(NACS)
全国消費生活相談員協会
全国大学生活協同組合連合会
全国地域婦人団体連絡協議会
日本労働組合総連合会
「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)
日本NPOセンター(どんどこプロジェクト)
開発教育協会
国際ボランティア学生協会
消費者庁
国民生活センター
日本弁護士連合会

◇ 参加申込方法について

2日目（23日）は、どなたでも参加することができます。参加を希望される方は、平成23年2月10日（木）17時までに、以下の方法によりお申込みください。

<申込方法>

メールにて consumer@mext.go.jp までお申込みください。

その際、メールの件名は「消費者教育フェスタ参加希望」とし、

①氏名

②所属または職業

③連絡先（お送りいただいたメールアドレスと異なる場合）

④参加を希望する分科会（学校教育、大学、社会教育）

を記載してください。メールの件名が異なるもの、①～④の事項が記載されていない申込については、受付できませんので、ご注意ください。

※ 会場の座席数に限りがありますので、お申込みいただいても参加できない場合があります。
(定員オーバーでお断りする方にはその旨ご連絡いたします。)

会場：文部科学省3階講堂

東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

(地下鉄霞ヶ関駅より徒歩5分、虎ノ門駅より徒歩3分)

講堂入口は、文部科学省の正面玄関と場所が異なります。
文部科学省正面玄関からは入場できませんので、右の地図を参考に、講堂入口から入場ください。



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

消費者教育フェスタ（消費者教育に関する中央説明会）学校教育分科会



1. シンポジウム「消費者教育における学校と関係機関の連携について」

- コーディネーター：望月 昌代 文部科学省初等中等教育局教育課程課
教科調査官
- パネリスト：真海 誠司 福岡県教育センター教育指導部教科教育
班主任指導主事
- 高埜 英治 行方市経済部商工観光課課長
- 小西與志子 (社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常任理事、消費者教育委員
委員長

2. 模擬授業等

・「数学的リテラシーと消費者教育」

西村 圭一 国立教育政策研究所教育課程研究センター
基礎研究部総括研究官

・「移動教室でのおみやげ購入でお金の使い方を学ぼう」

小関 禮子 帝京大学教職大学院教職研究科講師

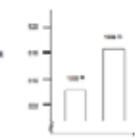
・「製品の安全について考えよう」

八代田道子 (社) 日本消費生活アドバイザー・コンサル
タント協会 消費者教育委員会副委員長

小林 知子 同協会 消費者教育委員会委員

数学的リテラシー

盗難事件
あるTVレポーターがこのグラフを示して、「1999年は
1998年に比べて、盗難事件が激増しています」とい
ました。



このレポーターの発言は、このグラフの説明として適切ですか。適切である、または適切でない理由を説明して
ください。

(OECD/PISA調査より)

3. 都道府県教育委員会による取組事例

・「小中学校における消費者教育の充実に向けて」岐阜県教育委員会

・「消費者教育指導者養成講座の取組」大阪府教育委員会

2. 新たに企画した研修への活用

講座B：啓発型消費者教育研修会

- ・大阪府の喫緊の課題に対応
- ・家庭科教員のみの対応では限界



(関係団体等による教材等の展示の様子)

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で
明確になった
教育の理念を踏まえ、
「生きる力」を育成

知識・技能の習得と
思考力・判断力・表現力等
の育成のバランスを重視、
授業時数を増加

道徳教育や体育などの
充実により、豊かな心や
健やかな体を育成

2. 授業時数の増加

小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加

中学校

- 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加
- 週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実
〔台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科)〕
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
- 歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)に関する学習を充実(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保体/中1・2) ○総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

道徳教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化
〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中) など〕
- 体験活動を推進 ○先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

外国語教育の充実

- 小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
- 中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実
(語数を増加[900語程度まで→1200語程度]、教材の題材を充実)

重要事項

- 幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
- 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

2. 卒業単位数、必履修科目、教育課程編成時の配慮事項等

- 卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
- 共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
- 週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
- 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新(例:遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像)
- 統計に関する内容を必修化(数学「数学Ⅰ」)
- 知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視([課題学習](数学)の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等)
- 指導内容と日常生活や社会との関連を重視(「科学と人間生活」の新設)

伝統や文化に関する教育の充実

- 歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実(地理歴史、公民)
- 古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実(国語、保健体育、芸術「音楽」、「美術」、家庭)

道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
- 人間としての在り方生き方に関する学習を充実(公民「現代社会」、特別活動)

体験活動の充実

- ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実(特別活動)
- 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

- 高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加
(中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加)
- 授業は英語で指導することを基本

職業に関する教科・科目の改善

- 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

- 体育、食育、安全教育を充実
- 環境、消費者に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校＜文部科学省平成20年3月告示＞

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校＜文部科学省平成20年3月告示＞

(社会科(公民))

- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政（消費者保護の例示として新設）

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること（新設）

(→ 消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)

- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること

(→ 環境への配慮、電子マネー等)

③ 高等学校＜文部科学省平成21年3月告示＞

(公民科)

- ・消費者に関する問題

(→ 消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任

(→ 消費構造の変化、消費行動の多様化 等)

- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画（新設）

- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題

(→ 多重債務問題等)

- ・消費者問題や消費者の自立と支援